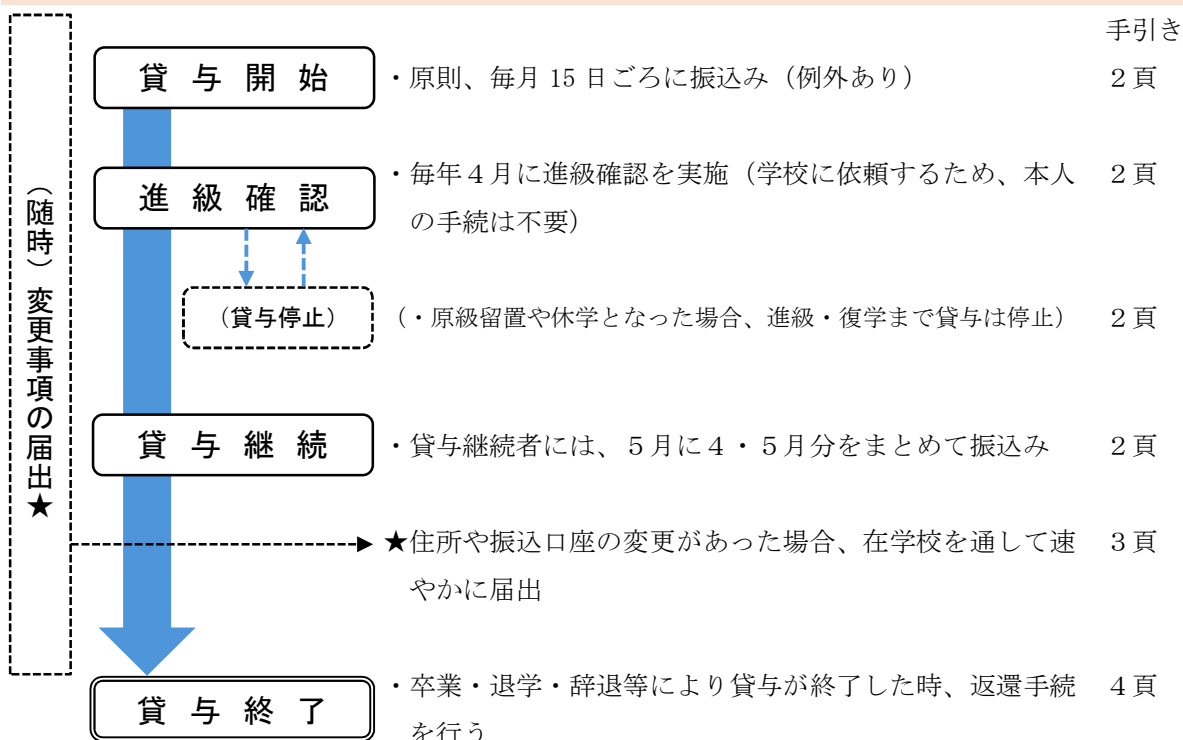


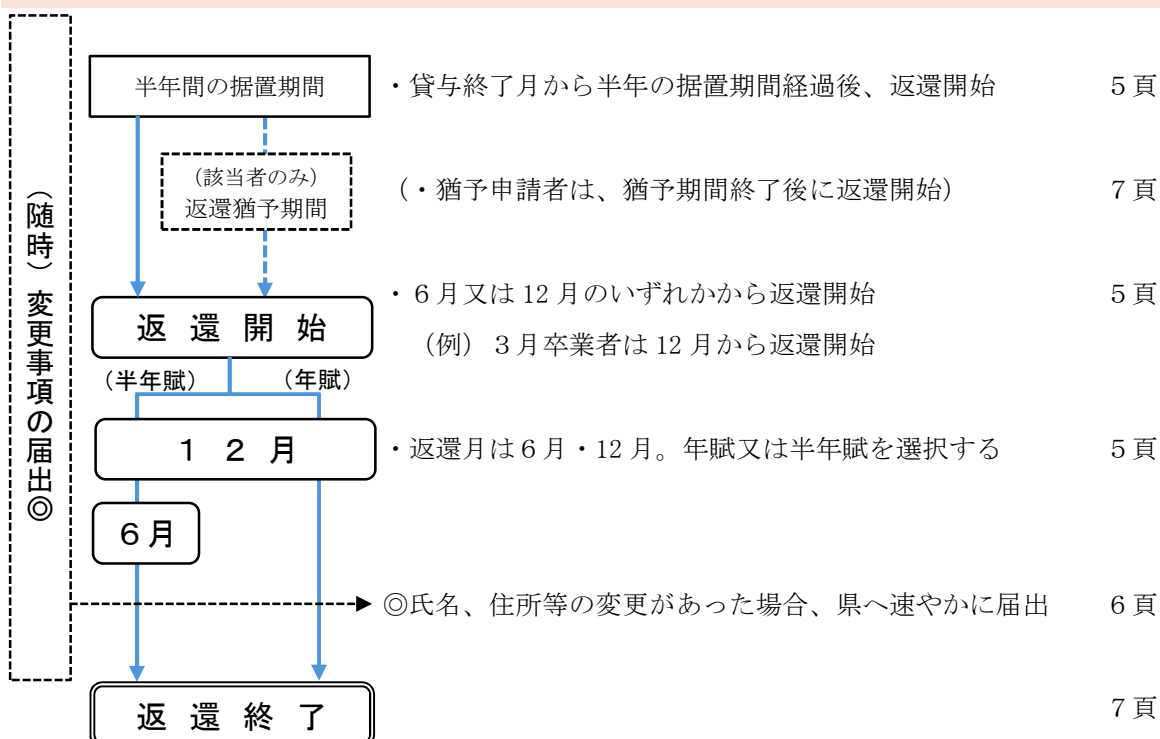
奨学資金の受領から返還までの手続

◎スケジュール図

I 奨学資金の貸与



II 奨学資金の返還



I 奨学資金の貸与

1 奨学資金の振込みスケジュールと貸与月額

奨学資金は、新規採用時や年度初め・年度末などの特別な場合を除いて、毎月15日頃に振り込まれます。

◆年度初め・年度末の振込み時期

4・5月分は進級確認に時間を要するため、5月中旬に一括で振り込まれます。
また、2・3月分は、2月中旬に一括して振り込まれます。

◆休学や留年したときは…

休学・停学期間及び同一学年を再履修（留年）する年度は貸与が停止されます。
復学あるいは進級の確認後に貸与は復活されます。



32頁「奨学資金受領の記録」に毎月の貸与額を記録し、現在の貸与総額を把握するようにしてください。

■奨学資金の振込み時期（貸与開始の次年度以降）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
貸与開始の 次年度以降		◎	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	

○…1か月分 ◎…2か月分

■貸与月額一覧

学校種別	国公立・ 私立区分	通学 区分	貸与月額（円）					
			1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
高等学校 特別支援学校高等部 中等教育学校後期課程 専修学校高等課程 高等学校専攻科	国公立	自宅	18, 000					
		自宅外	23, 000					
	私立	自宅	30, 000					
		自宅外	35, 000					
高等専門学校	なし	なし	18, 000			44, 000		※
大学・短大	なし	自宅	45, 000					
		自宅外	51, 000					
専修学校専門課程	なし	なし	44, 000					

※高等専門学校専攻科も、貸与月額44,000円となります。

2 在学中の異動に伴う届出等

在学中に、奨学生又は保護者の状況が変わったときは、ただちに在 schools を通じて、所定の様式を県立高校課に提出しなければなりません。

以下の事項に当てはまるときは、在 schools の奨学資金担当者又は県立高校課まで事前にご相談ください。



提出が遅れると、奨学資金の即時返納が必要になることがあります。

異動内容	提出する様式	備考
①転学	転学届（様式1）	<u>転学先の学校</u> を通して提出ください。 なお、学校種別や通学方法の変更により貸与月額が変更となる場合は、⑤の手続も必要となります。
②退学	退学届（様式2）	返還猶予となる場合を除き、半年の据置期間経過後から返還が開始となります。
③休学	休学届（様式3）	<u>休学月の翌月</u> から貸与を停止します。
④復学	復学届並びに奨学資金貸与復活願（様式4）	<u>復学月の翌月</u> から貸与を復活します。
⑤貸与月額が変更となるとき 〔・転学による学校区分の変更 ・自宅⇄自宅外の変更〕	奨学資金貸与区分変更願（様式4の2）	変更のあった月の <u>翌月</u> から貸与月額を変更します。
⑥奨学生本人の死亡	奨学生死亡届（様式5）	
⑦住所又は氏名に変更があったとき	住所（氏名）変更願（様式6）	
⑧奨学資金振込口座を変更するとき	振込口座変更届出（様式6の2）	元の口座はしばらく解約しないでください。（すぐに変更が反映されない場合があります。）
⑨奨学資金を辞退するとき	奨学資金貸与辞退届（様式7）	返還猶予となる場合を除き、半年の据置期間経過後から返還が開始となります。
⑩保証人を変更するとき	保証人変更届（様式11）	新しい保証人の印鑑登録証明を添えて提出してください。

3 貸与終了（卒業又は貸与取消）時の手続

卒業したとき又は退学・辞退等により貸与を取り消されたときには、所定の様式による「奨学資金借用証書」等を提出し、返還の手続を行わなければなりません。

◆返還の手続

奨学資金借用証書を作成し、返還期間や回数、1回当たりの返還額を定めます。
（保証人2名の連署と印鑑登録証明の添付が必要です。）
また、返還金の振替口座もこの時に登録します。



重要な書類ですので、提出前にコピーを取るとともに、33頁の「奨学資金返還方法の記録・返還口座の記録」に必ず転記してください。

原則として、貸与終了後6か月の据置期間を経て返還が始まりますが、進学・在学中などの理由で返還猶予を申請できる場合がありますので、希望する場合は必ず手続を行ってください。

⇒7頁「5 返還の猶予」参照

Ⅱ 奨学資金の返還

1 奨学資金の返還方法

(1) 返還期間

返還事由（卒業又は貸与取消）が生じた日の属する月の翌月から、6か月の据置期間を含め、10年6か月以内に全額返還の必要があります。

（例：令和7年3月に卒業となった場合、令和7年12月から返還開始となります。）

(2) 返還回数

年賦又は半年賦のどちらかで返還いただきます。（月賦はありません。）

返還方法	返還月	返還回数
年 賦	毎年12月中旬（年1回）	最大10回払
半年賦	毎年6月中旬と12月中旬（年2回）	最大20回払

(3) 口座振替とその案内について

奨学金は、本人名義の口座から口座振替で返還していただきます。

◆返還の案内

- ・返還月の上旬には、振替日・振替額・金融機関名を記載した案内を送付しますので、残高等にご留意ください。
- ・住所・氏名が変更となった場合、この案内が届かないため、速やかに届け出てください。郵便物が届かない場合、保証人に連絡します。

⇒6頁「3 返還中の異動に伴う届出等」参照



奨学資金は、貸与終了後、必ず返還しなければなりません。

返還金は新たな奨学資金の財源となります。返還が滞ると、他の学生への貸与ができなくなる恐れがあります。

病気その他の理由で返還が一時的に困難となった場合は、県立高校課までご相談ください。

2 返還金の督促及び延滞利息

返還日に口座振替できなかった場合は、「納入通知書」を送付しますので、早急に金融機関窓口で払い込んでください。

◆滞納となった場合

- ・期日を過ぎても納入されない場合、督促状の送付や保証人への請求を行うことになります。また、滞納金には、年7.3%の延滞利息が加算されます。
- ・滞納者には、本県職員又は回収業務委託を受けた者が自宅や勤務先へ訪問し、今後の返還方法について相談することがあります。

3 返還中の異動に伴う届出等

返還が終了するまでの間に、本人の氏名・住所・職業等や保証人に変更があったときは、以下の様式により、県立高校課へ届け出てください。

異動内容	様式	備考
①住所・氏名の変更	住所（氏名）変更届（様式6）	電子申請可
②勤務先の変更	勤務先変更（転職）届（様式9）	電子申請可
③住所及び職業の変更	住所及び職業届（様式8）	電子申請可
④保証人の変更	保証人変更届（様式11）	新しい保証人の印鑑登録証明書を添えて提出してください。
⑤引落口座の変更	—	北陸銀行ホームページより様式（預金口座振替依頼書）をダウンロードしてください。記入例を参考に記入・押印の上、通帳のコピーを添えて、提出してください。 <u>（銀行へは提出しないでください。）</u>

4 繰上返還について

申出により、残額を一括して繰上返還することができます。

なお、口座振替には対応していません。県から送付する「納入通知書」により、金融機関窓口で払込することとなります。

◆繰上返還のスケジュール

- ①残額等の確認（残額や返還時期確認のため、県立高校課まで必ずお問合せください。）

- ②「富山県奨学資金繰上返還申出書」を記入し提出（この手引き又はホームページに掲載されている様式を使用してください。） ※電子申請可
- ③県から「納入通知書」が送付されるので、金融機関窓口にて払込み

5 返還の猶予

以下の事由に該当する場合、返還の猶予を受けることができます。（免除ではなく、あくまで猶予であることにご留意ください。）

なお、書類は返還月の2か月前までに提出願います。

事由	提出書類	猶予される期間
貸与終了後、進学又は引き続き在学中の場合	奨学資金返還猶予申請書（様式12） 奨学資金返還方法変更願（様式10） 在学証明書（学生証のコピーは不可）	学校に在籍している間
災害、病気、負傷等その他やむを得ない事由により返還が困難な場合	事由によって提出書類が異なるため、事前にご相談ください。 （例：医師の診断書等）	返還が困難であると認められる期間

※「奨学資金返還猶予申請書（様式12）」及び「奨学資金返還方法変更願（様式10）」については、電子申請が可能です。

6 返還の終了

貸与を受けた奨学資金が全額返還されたことを確認後、貸与終了時に提出いただいた奨学資金借用証書を返却します。

これをもって、返還にかかる手続はすべて終了となります。

7 お問合せ先及び各種書類の提出先について

各種お問合せや書類の提出は、下記までお願いします。

なお、お問合せの際は、決定番号・氏名・貸与校・生年月日等をお尋ねしますので、あらかじめお手元にご用意ください。

〒930-8501

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県教育委員会教育みらい室県立高校課学事担当

TEL 076-444-3448 FAX 076-444-4437

各種様式や記入例を県立高校課のホームページでも掲載しています。（「富山県奨学資金 届出」で検索してください。）

また、電子申請が可能な手続については、「富山県電子申請サービス」から申請することができますので、ご利用ください。